

都留の今昔

国県等の機関

甲府地方裁判所都留支部

(都留市中央二丁目一の一)

明治5年9月19日 始めて山梨県庁内を区別して山梨裁判所を置き、同二十日より事務取扱を開始し県一円を管轄する。

明治5年10月19日 谷村区裁判所を置く。当時は下谷一番地にあった代官所の陣屋を使用し執務したが建物は某氏の古材を購入して旧幕時代に建築したものであった。

明治6年4月24日 谷村区裁判所を廃止する。
(山梨県史は四月十八日とある)

明治9年3月27日 山梨裁判所管下に前記庁舎を使用して再び谷村区裁判所を設置する。

明治9年9月13日 府県裁判所を廃して本県外二十二ヶ所に地方裁判所を置くに当り、山梨県は静岡地方裁判所の管轄に属した。

明治9年10月27日 谷村区裁判所は静岡地方裁判所の管轄に属す。

明治10年11月 内務省から前記庁舎の敷地を管理換えされる。(一、二三六坪)

明治14年6月

庁舎新築工事が竣工した。
木造瓦葺平家建

延坪 三四六、五平方メートル

工費 一、六二八円四〇銭

明治14年10月6日

静岡裁判所甲府支庁を廃して甲府始審裁判所となり、谷村裁判所は甲府始審裁判所の管轄に属して、谷村治安裁判所と改称する。(明治15年1月1日施行)

明治23年11月1日

裁判所構成法が施行され、谷村区裁判所と改称し、同時に乙号支部を置き予審を要するものを除く外地方裁判所の裁判権に属する刑事第一審の事務を取扱う。

明治24年2月

庁舎改築工事が完成し、三月八日甲府地方裁判所長、同検事正臨席の上移庁式を行なう。

木造瓦葺 二階建本館および附属建物

延坪 九六七、一平方メートル

工費 四、四三五円八九銭

明治24年10月3日

支部を廃止する。

明治26年6月19日

支部を設置する。

明治30年9月10日

谷村支部において予審事務を取扱うこととなる。

明治33年11月5日

予審事務取扱いを停止する。

明治36年5月25日

支部の裁判事務取扱いを停止する。

大正2年4月21日

谷村支部が廃止され単独区裁判所となる。

大正13年1月15日

大正十二年大震災の被害のため、谷村町上谷第七〇四番所在の谷村町有限責任輸出甲斐絹生産購売組合所有の事務所、燃糸工場を賃借し、仮庁舎として移転する。復旧工費二万九四六円六九銭をもって庁舎復旧工事を竣工し完成する。

昭和16年6月19日

明治二十四年建築の揭示板(明治四十年代崩壊)の取りこわし並びに工事費二七八円四十二銭をもって新設、正門向って右方垣上に新設する。

昭和22年5月3日

裁判法施行により甲府地方裁判所谷村支部(乙号)を設置、区裁判所を廃止して谷村簡易裁判所を設置する。

昭和22年7月19日

管轄区域変更、大月簡裁設置に伴い、北都留郡大月町外八町村を同簡裁の管轄区域に編入する。

昭和30年8月1日

都留市制施行により庁名を甲府地方裁判所都留支部(乙号)及び都留簡易裁判所に変更する。

昭和33年6月14日

庁舎本建築工事着工

昭和33年6月17日

裁判所庁舎と支部長宿舍との交換契約を締結

支部長宿舍(下谷六八二番地)

敷地 六〇坪

木造瓦葺平家建 二〇坪

昭和34年3月31日

庁舎本建築工事竣工
鉄筋コンクリート二階建

敷地 三、一三九平方メートル

建坪 三九四平方メートル

延坪 九四二平方メートル

工費 一千七十六万九千一六〇円

昭和50年3月20日

庁舎増築工事竣工
鉄筋コンクリート二階建

建坪 一五〇、六平方メートル

延坪 二九四、六平方メートル

工費 五千三七七万円(改装工事費を含む)

なお、旧谷村裁判所の建物は、現在山中湖村旭ヶ丘に、東京都立田園調布高校山中寮として残されている。